

議案第100号

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第44号）の一部
を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「402床」を「393床」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

提案理由

在宅療養患者の急変時の診療及び入院の受入が可能となる体制を整備するため、在宅療養後方支援病院の施設基準を取得するにあたり、病床数を削減するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

